

～どこでも まとめて 戸籍証明書の取得が可能に～
戸籍証明書等の広域交付がスタートします

要 旨

令和6年3月1日(金)から、本籍地以外の市区町村の窓口で、戸籍証明書・除籍証明書をまとめて請求できるようになります。

概 要

- 1 日 時 令和6年3月1日(金)から
- 2 場 所 お住まいや勤務先の最寄りの市区町村窓口
沼津市の場合：沼津市役所市民課又は
市内11カ所の市民窓口事務所
- 3 請求できる人 本人、配偶者、父母・祖父母(直系尊属)、子・孫(直系卑属)
- 4 取得可能な証明書 戸籍証明書、除籍証明書(抄本は除く)
- 5 必要な物 窓口にお越しになった方の本人確認のため、顔写真つきの身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証・パスポートなど)をお持ちください。

※ なお、駿豆地区12市町(沼津市・三島市・熱海市・伊東市・裾野市・御殿場市・伊豆の国市・伊豆市・清水町・長泉町・函南町・小山町)間で実施している、住民票・印鑑登録証明書・戸籍証明書の広域窓口サービスについては、令和6年10月末の終了を予定しています。

お問い合わせ先

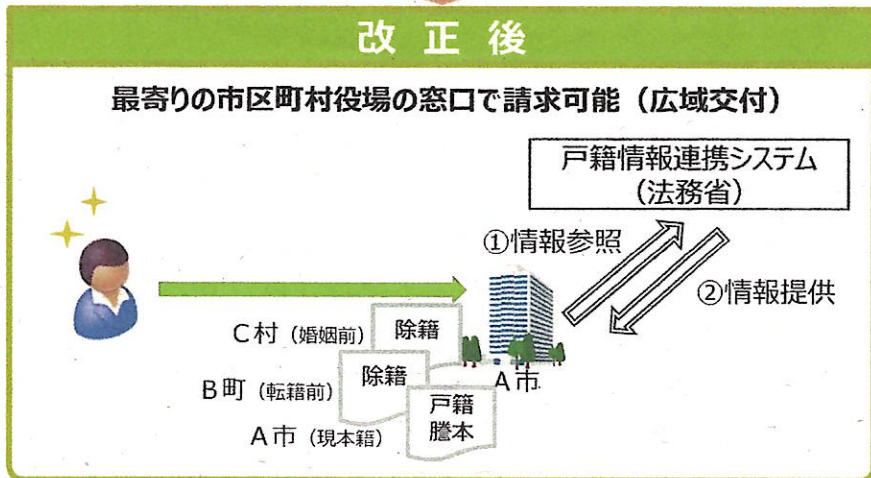
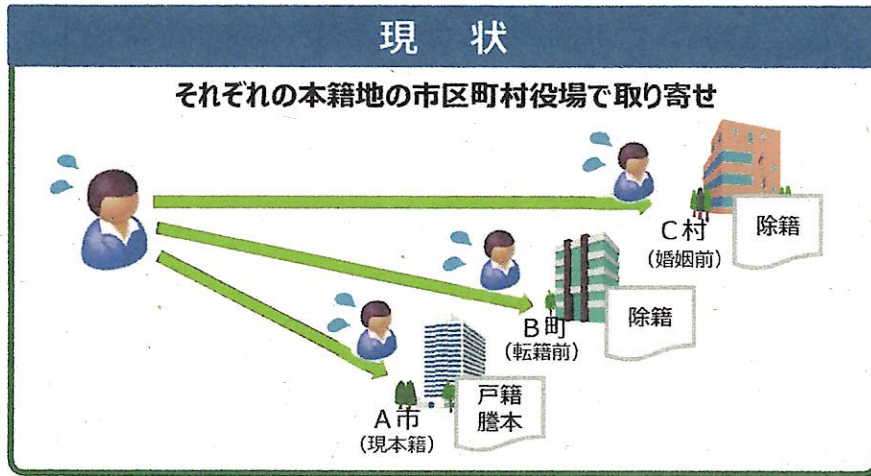
沼津市役所 市民福祉部 市民課
直通:055-934-4720

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正について

○第5号施行に伴い、手数料を徴収する事務として追加されるものは以下のとおり。

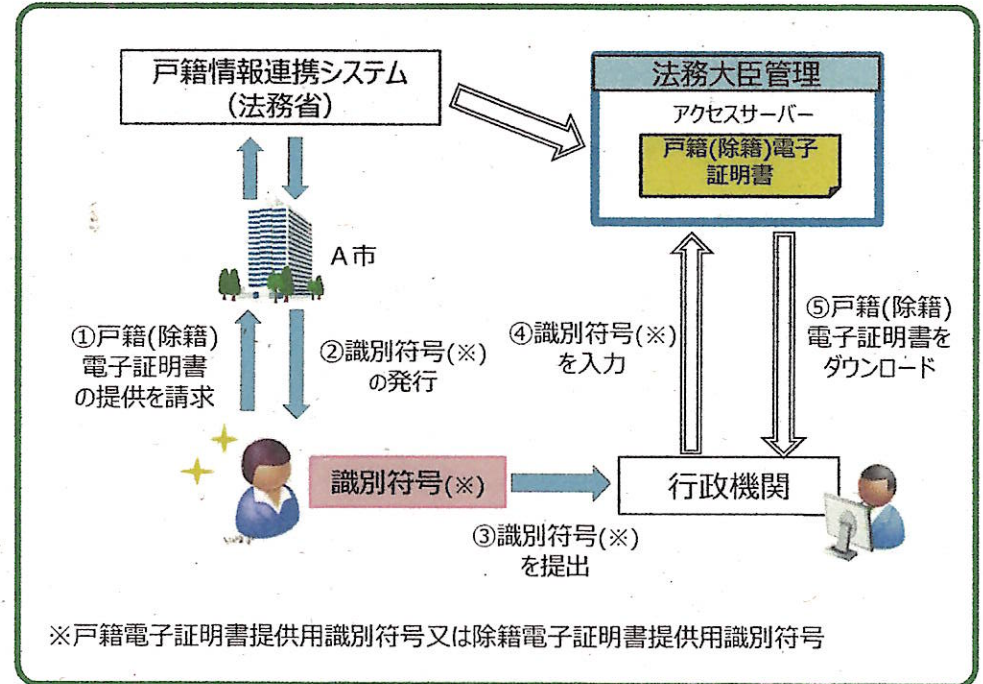
◆ 戸籍謄本等の広域交付（戸籍法第120条の2第1項）

自らや父母等の戸籍について、本籍地の市区町村以外の市区町村の窓口でも、戸籍謄本等の交付請求が可能となる。



◆ 戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行（戸籍法第120条の3第2項）

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号を行政機関に提出することにより、戸籍（除籍）電子証明書（電子的な戸籍記録事項の証明情報）の提供を可能とする。



◆ 届書等情報内容証明書の交付等（戸籍法第120条の6第1項）

- 届書等情報（届書等の書類を画像情報として作成したもの）の内容に係る証明書を交付請求が可能となる。
- 届書等情報の内容を出力したものの閲覧請求が可能となる。